別紙:不提訴理由通知書の内容

1 調査の内容

私どもは、本件検討依頼に対し、社内調査委員会を設置し、調査を進めて参りました。具体的には、関係取締役及び関係部門使用人からの聞き取り、既存資料(「平成 15 年度~平成 18 年度有価証券報告書」、「英文目論見書 2004 年 9 月」、「調達の基本原則と主な調達物品」、「平成 19 年度計算書類」、「平成 17 年度~平成 20 年度経営計画」等)の各種調査を実施いたしました。

2 不提訴理由

(1) 水力・託送契約の料金値下げに関する事項

今回の水力・託送料金値下げは、財務費用や営業費用の低減を反映したものであることから、 原価主義に基づく適正な料金改定であったと認められます。

電力各社が値下げを実施する中、当社としても電力会社の発電部門に対して競争力のある卸料金を提示することが、継続的かつ安定的な電力の卸販売を維持する上で重要とする会社の見解は、公益性のある卸電気事業者の経営者の考え方として妥当なものと認められます。今回の料金値下げ実施のプロセスも、取締役として適正なものと認められます。

また、上記のような料金改定があることは、英文目論見書ならびに各年有価証券報告書において開示されており、その点でも、取締役の行動に問題とすべき点は認められません。

(2) 株式持合いに関する事項

当社が株式を保有している相手先は、いずれも、電力設備の建設、運転、保守、燃料の調達、資金調達など、当社事業の運営上、相互の信頼関係の維持が必要な企業や中長期的な事業シナジーの発揮が期待できる企業であり、当社の円滑な事業推進の観点から必要に応じて株式を取得しているものであることと、当社資産に占める割合に鑑みれば、こうした株式取得は合理的かつ妥当なものと認められます。

(3) 電力規制緩和による新たなビジネスチャンスの喪失に関する事項

当社は、卸電力取引市場がスタートした初期の段階から既存電源の一部を卸電力取引市場に振り向け、日本卸電力取引所(JEPX)における販売シェアも相当量を占めるなど、自由化された市場での事業を着実に展開しており、収益機会を逸したという事実は認められません。

以上のことから、取締役の善管注意義務違反ならびに忠実義務違反は認められないと判断されますので、私ども監査役は、当社取締役13名に対し、訴えを提起しないことと致しました。

以 上